

販売委託契約書（フルバージョン）

第1条（目的）

本契約は、アーティスト（以下「甲」）が制作した作品の販売を、ギャラリー（以下「乙」）が代理・委託を受けて行うにあたり、その権利・責任・利益配分・管理方法を明確に定め、双方の信頼関係を維持することを目的とする。

第2条（委託内容）

1. 甲は、別紙「作品明細書」に記載された作品を乙に販売委託する。
2. 委託対象作品は、乙の管理下において展示・保管・販売される。
3. 委託作品の販売活動は、乙が誠実に行い、甲の作品価値および社会的信用を損なわないよう努めるものとする。

第3条（販売価格および手数料）

1. 各作品の販売価格は、甲乙協議のうえ決定し、別紙「販売価格一覧表」に記載する。
2. 販売手数料率（乙の取り分）は、原則として販売価格（税込）の○%とする。
ただし、特別な展示会・フェア・外部委託販売などの場合は、別途協議により定める。
3. 乙は、甲の同意なく販売価格を変更、値引き、割引販売を行ってはならない。
4. 乙が顧客との商談において値引きを提示する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

第4条（販売方法および報告義務）

1. 乙は、販売活動にあたり、甲の作品文脈（制作意図・思想背景）を尊重し、適切に説明する。
2. 販売成立後、乙は以下の情報を含む「販売報告書」を作成し、甲に提出する。
（1）販売日 （2）顧客名または顧客番号 （3）販売価格（税込） （4）手数料率
（5）送金予定日
3. 売上金は、販売代金受領後○日以内に乙から甲へ送金する。
4. 送金時には、振込明細書および領収書（または支払証明書）を添付する。
5. 乙は、販売記録・領収書等を展示終了後○年間保管し、甲からの求めに応じて閲覧に供する。

第5条（所有権およびリスクの移転）

1. 委託作品の所有権は、販売代金が全額支払われるまで甲に帰属する。

2. 展示・保管・販売の期間中、作品の破損・盗難・火災・水濡れ・第三者による損害が発生した場合、乙はその管理下の損害として責任を負い、保険または自己負担により補償を行う。
3. 顧客への引渡し完了し、代金が乙に入金された時点で、所有権は顧客に移転する。

第6条（返品・キャンセル）

1. 顧客の都合によるキャンセル・返品が発生した場合、乙は速やかに甲へ報告し、対応方法（再販売・返却・損害補償等）を協議して定める。
2. 展示終了後も販売継続を希望する場合は、双方の合意により契約期間を延長することができる。

第7条（経費負担）

1. 販売に関する諸経費（梱包・配送・広報・展示販売費等）は、甲乙協議のうえ負担割合を決定する。
2. 乙が経費を立替えた場合、領収書を添付して清算を行う。
3. 販売に伴う外部手数料（クレジット決済・EC サイト利用料等）は、事前に甲へ明示する。

第8条（保険および安全管理）

1. 委託作品に関する保険契約は、乙がその責任で加入し、保険内容を甲へ提示する。
2. 保険契約を有しない場合は、その旨および代替補償方法（自己負担・共済等）を明記する。

第9条（契約期間・解約）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から展示終了後の精算完了日までとする。
2. 甲または乙が契約内容に重大な違反を行った場合、相手方は書面による通知をもって本契約を解除できる。

第10条（信頼と共鳴）

甲乙は、作品を単なる「商品」としてではなく、社会との共鳴を媒介する存在として扱う。
双方は誠実に協働し、契約を形式ではなく「信頼の記録」として運用する。

甲（アーティスト）氏名：

印

乙（ギャラリー）氏名：

印

契約日： 年 月 日